

# 資金の相談

## 自己資金

追加、変更工事が生じた時以外追加費用は一切申し受けません。

## 借入資金

カスタマーのお手持ち資金のほかに必要な建築資金の調達にご協力しております。

A. ケースバイケースですが、一般的には公的金融機関の住宅支援機構からの借入れについてのご協力で、フラット 35S を利用出来るよう対応いたします。詳細は個別にご相談いたします。場合によっては専門家のご指導をいただきます。

B. 市中銀行からの借入れのときは、書類作成の手助けから、融資担当者への説明に至るまできめ細かなご協力をいたします。

C. 当社との契約による分割支払いに応じております。金額によっても異なりますが、一般的には契約書作成の上、分割支払いの方法をとります。